平成２９年（フ）第２９７号
東京都台東区東上野３丁目16番３号
破産者　株式会社ゼロワン
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６４号
千葉県東金市極楽寺121番地
破産者　金谷　大佑（旧姓中島）
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第９９号
富山県富山市安養寺395番地の１
破産者　新日本車輌有限会社
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１００号
富山県富山市安養寺395番地１
破産者　新日本エンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２２号
兵庫県加西市上道山町25番地の１
破産者　有限会社ジェイ・ケー・シー
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２２号
鳥取県米子市錦町３丁目92番地10
破産者　有限会社安積
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第１５号
さいたま市見沼区春岡２丁目８番地２
破産者　株式会社グリーンキャピタル
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１０号
千葉県成田市十余三151番地158
破産者　神山　正已（旧姓成毛）
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第９８号
神奈川県平塚市北豊田646番地２
破産者　株式会社ヤマコー物流
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５２５号
神戸市北区筑紫が丘３丁目13番地の５
破産者　株式会社メダカ住宅建材
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１９号
北海道稚内市中央２丁目11番８号
破産者　有限会社カネマル生本商店
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２１号
千葉県香取郡多古町一鍬田425番地40
破産者　有限会社エアーデリバリーサービス
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６号
富山県南砺市利賀村坂上1148番地の２
破産者　有限会社ごっつお中島
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１８９号
岡山県高梁市有漢町有漢2555番地
破産者　有限会社ウカンファーマーズファクトリー
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０号
鹿児島県南九州市知覧町郡105番地
破産者　有限会社折田菓子舗
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所知覧支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第２６９号
北海道旭川市川端町３条７丁目３番13号　良岳ＭＳ　103号
破産者　小松　　学
1　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
2　一般調査期日　平成30年５月10日午後３時
平成30年３月16日　　旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８６１号
愛知県尾張旭市印場元町１丁目15番地２　ＶＩＬＬＡ印場の丘21・206号、従前の住所愛知県豊田市北一色町山洞773番地28
破産者　泉　　誠
1　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
2　一般調査期日　平成30年６月13日午前10時10分
平成30年３月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１６７号
大阪市中央区船越町１丁目２番１号
破産者　丸俣機業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
2　一般調査期日　平成30年７月23日午後３時
平成30年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１６８号
大阪市中央区船越町１丁目２番１号、商業登記簿上の本店所在地山梨県富士吉田市下吉田1747番地11
破産者　丸俣機業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
2　一般調査期日　平成30年７月23日午後３時
平成30年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１６９号
大阪市中央区船越町１丁目２番１号　渡辺ビル８階、住民票上の住所兵庫県宝塚市売布きよしガ丘１番３号
破産者　渡邊　俊治
1　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
2　一般調査期日　平成30年７月23日午後３時
平成30年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９２８号
堺市北区蔵前町３丁11番20―102号、前住所堺市北区北花田町２丁85番地　Ｄ号
破産者　米澤多加志
1　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
2　一般調査期日　平成30年５月24日午前10時30分
平成30年３月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係